

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
職 種	スクールバス運転士
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校においてスクールバスの運転に関する業務を行う。
応募資格	○ 次に掲げる要件をすべて満たす者であつて、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあつては、スクールバス運転士の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月 8 回、1 日 7 時間勤務を最大とする。ただし、勤務時間については、相談の上、校長が割り振る。 (5:30～9:00 及び 15:00～18:30)
休 暇	愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：技能労務職員の給与に関する規程（昭和 32 年訓第 1367 号）別表第 1 給料表 5 級 16 号給から同表 5 級 24 号給までの額とする。1 年目は、月額 105,408 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクールバス運転士としてふさわしくない行為があつたとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続及び期間

- ・電子メールによる応募

応募書類を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：niksc-ad@esnet.ed.jp 新居浜特別支援学校 川西分校 宛

- ・電話による応募 TEL 0897-31-1121 へお電話ください。

※土日祝日を除く執務時間中